

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第163号）（建設局土木管理部自転車政策課）

自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1キロワット以下のものに限る。以下同じ。）を保有する台数が増加する傾向にあることから、自動二輪車を駐車させる場所を確保し、利用者の利便性の向上を図るとともに、自動二輪車の放置の防止に資するため、次に掲げる駐車場について、自動二輪車を駐車させることができることとしました。

- (1) 京都市御陵駅北自転車等駐車場
- (2) 京都市小野駅自転車等駐車場
- (3) 京都市桂川駅東自転車等駐車場
- (4) 京都市桂川駅西自転車等駐車場

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

なお、定期駐車券の発行は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第163号

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

第1条中「及び原動機付自転車」を「，原動機付自転車及び自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1キロワット以下のものに限る。以下同じ。）」に改める。

第7条第2項第2号中「原動機付自転車」の右に「及び自動二輪車」を加え，同条第3項中「自転車等」の右に「（自動二輪車を除く。）」を加える。

第9条第3項第2号中「原動機付自転車」の右に「及び自動二輪車」を加える。

別表第2(2)の項中「(2)」を「(3)」に改め，同表(1)の項を次のように改める。

(1)	京都市御陵駅北自転車等駐車場，京都市小野駅自転車等駐車場，京都市桂川駅東自転車等駐車場及び京都市桂川駅西自転車等駐車場	自転車，原動機付自転車及び自動二輪車
(2)	京都市国際会館駅自転車等駐車場，京都市西大路御池駅自転車等駐車場，京都市山科駅自転車等駐車場，京都市太秦天神川駅自転車等駐車場及び京都市桂駅南自転車等駐車場	自転車及び原動機付自転車

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成26年4月1日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市道路附属物自転車等駐車場条例第9条の規定による京都市御陵駅北自転車等駐車場，京都市小野駅自転車等駐車場，京都市桂川駅東自転車等駐車場及び京都市桂川駅西自転車等駐車場の自動二輪車（総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1キロワット以下のものに限る。）に係る定期駐車券の発行は，この条例の施行前においても行うことができる。

(関係条例の一部改正)

3 京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例(平成25年12月24日京都市条例第85号)の一部を次のように改正する。

別表第2(2)の項の改正規定中「別表第2(2)の項」を「別表第2(3)の項」に改める。

(建設局土木管理部自転車政策課)